



所信声明
助産業務を規定する法律
Legislation to Regulate Midwifery Practice

背景

助産の規制は国内法令の一部であり、助産の教育と実践に関係する。一般市民を保護するため、助産師を規制し助産実践の資格を認可することが重要である。これには助産師登録につながる助産教育を提供する教育機関や教育課程の規定も含まれる。また、規制の仕組みには、助産師が現役である限り継続的な能力を立証できることを目的とした、登録済みの助産師の再免許・再認可の要件も含まれる。個々の助産師に対しては、国の要件に沿って安全に助産を提供するために必要な能力を有することを明示できるプロセスが、規制により提供される。

助産の規制は、免許制度とも呼ばれ、助産師として合法的に業務できる資格を持った者を特定する法律に起因する、一連の基準とプロセスである。助産の規制は、実践能力、登録前の助産教育の基準、登録プロセス、能力の継続を保証するための再免許（再認可）の仕組みを規定する。また、助産師と助産実践に関係する行動規範や倫理綱領、異議申し立てと懲罰のプロセスも含まれる。規制枠組みの中には、長期にわたり業務を離れていた助産師のための「業務復帰」のしくみも含まれる。また、教育を受けた国とは別の国で登録を申請する助産師に関連する手続きも取り入れられる。

適用される仕組みにもかかわらず、重要なのは規制プロセスが透明かつ公平で頑健であり、それが維持されることである。したがって、定期的に評価が行われるべきである。

ICM は、すべての国において助産師の実践規制に関連する適切な法律が必要であると考えます。ICM はまた、助産師の説明責任と一般市民への助産サービスを強化するため、ICM 「助産規制の世界基準」(2011) にもとづいた助産規制の枠組みを確立・支援・監視する方法を定めるべく、会員協会が政府と協力すべきである、と考える。

見解

助産師の業務を統制するために制定される法律は、次の内容を含むべきである。

- すべての女性が能力を備えた助産師の介助を受ける権利を有することを認識すること

- 一般市民を保護することを目的とする、助産師により統制された規制機関の仕組みを定めること
- 母子と一般市民の健康増進における助産師の役割を支援・向上させる法律と、助産に関する独立した規制の重要性を認識すること
- 助産師により統制された専門的職業であることを保証すること
- 規制機関に消費者の代表をたてること
- 法律の範囲内でその国に適切な、ICM 定義に合致する「助産師の定義」と「助産師の業務範囲」を採択すること
- 実践能力と基準に基づく専門職としての助産師への入り口を規定し、その入り口までの道筋の違いに区別を設けないこと
- 十分な継続教育に基づく実践を行うために権利の定期的な更新を義務づけること
- 助産師が継続教育にアクセスできるようにすること
- いかなる場にあっても、実践範囲内で助産師が自律して実践できるようにすること
- ICM「助産教育の世界基準」(2011)に基づき助産教育の基準を設定すること
- 医療の支援に簡単にアクセスできない国の多様な状況においては、助産師の救命処置の知識や技能の活用を支援すること
- 助産教育・実践および保健医療サービスの発展に合わせて、法律が常に適切で時代遅れにならないように定期的な見直しを規定すること
- 助産師の能力レベルの向上を求める新しい法律の採択においては、教育課程の移行を規定すること

会員協会への指針

会員協会は、各国の助産実践に対し適切な法律を構築するために、この所信声明を活用することを求める。ICM「助産規制の基準」(2011)とともに、この声明は助産規制の世界的な標準化に向けた基準および既存の規制枠組みの見直しのための基礎となり、現在は助産規制が存在せずその確立を目指す国に対してはその指針となる。

関連 ICM 文書

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| ICM. 2010 基本文書 | 基本的助産実践に必須なコンピテンシー (2013 年改訂) |
| ICM. 2011 基本文書 | 助産規制の世界基準 (2013 年改訂) |
| ICM. 2011 基本文書 | 助産師の定義 |

その他の関連文書

- Mother Baby Package: Implementing Safe Motherhood in Countries. Geneva, Switzerland: WHO, 1994.
- UNICEF. 2009. Promoting, protecting and supporting breastfeeding – An introduction to the Baby Friendly Initiative

2008年、グラスゴーでの国際評議会にて採択*
2014年、プラハ国際評議会にて見直し・採択
次回の見直し予定：2020年

*当初の文書名は「助産業務を統制する法律（Legislation to govern midwifery practice）」

2016年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

ICM発行文書の原文については、ICMが著作権を有します。

日本のICM加盟団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会は、ICMの許諾を得て日本語に翻訳しました。

日本語訳の著作権については、原文作成者であるICMと日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会に帰属します。

原文の転載引用については、ICMに連絡し使用許諾を得てください。

日本語訳の転載引用については、日本助産師会<http://www.midwife.or.jp/>に連絡し使用許諾を得てください。